

Ⅲ 水道事業を取り巻く社会環境の変化

1 水需要の変化

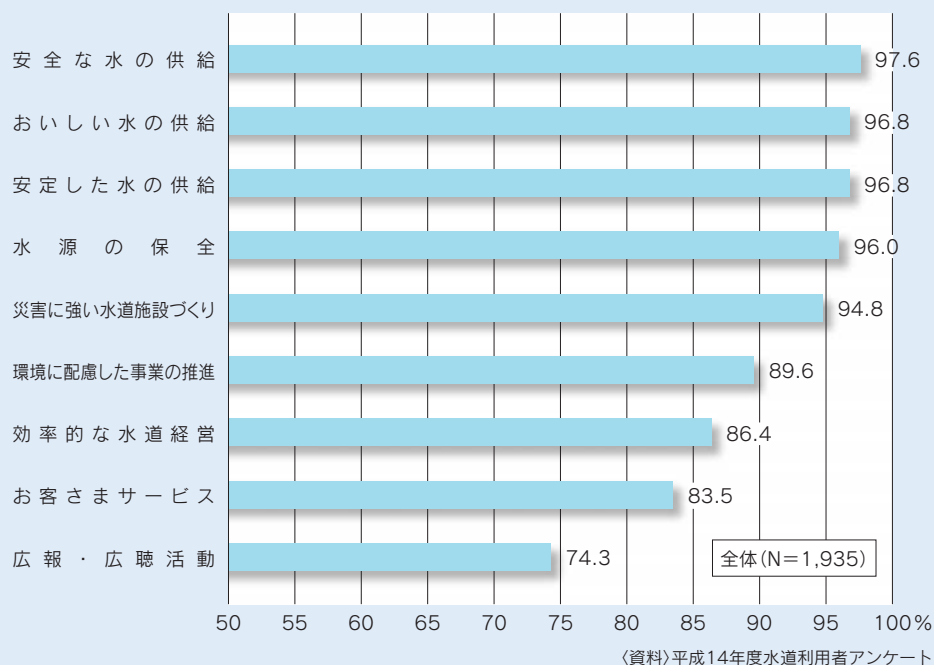
わが国では、高度経済成長期における人口の増加に加え、生活水準の向上、産業経済活動の拡大などの結果、急速に給水需要が高まりました。

しかし、近年は、人口増加の鈍化や少子高齢化の進展による世帯構成の変化、節水型機器の普及などによる節水の広まりに加え、バブル経済崩壊以降続いている長期的な景気低迷などの影響により、水需要の伸びは従来に比べて小さくなってきています。

一方、食品の安全性や品質について、厳しい目が向けられており、飲み水についても、浄水器やミネラルウォーターが普及するなど、その安全性やおいしさに対する関心は非常に高くなっています。

このように、利用者は、量の確保はもとより、安全性やおいしさなど質の向上を求めており、より安全で良質な水の供給を続けていくことが必要になってきています。

水道事業の重要度



注) 数値は、「重要」、「やや重要」、「あまり重要でない」、「重要でない」、「わからない」の5つのアンケート項目のうち、「重要」と「やや重要」の数値を合計したものである。

なお、環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）²などの新しい化学物質による問題が提起され、また、分析技術の発達により、微量の汚染物質が測定可能となる中、WHO（世界保健機関）の飲料水水質ガイドライン³の全面改正を背景として、新しい水道水質基準⁴が平成16年度（2004年度）から適用されています。

新しい水道水質基準項目

基準項目		基準値	基準項目		基準値
1	一般細菌	100個/mL以下	26	総トリハロメタン	0.1mg/L以下
2	大腸菌	新規 検出されないこと	27	トリクロロ酢酸	新規 0.2mg/L以下
3	カドミウム	0.01mg/L以下	28	プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
4	水銀	0.0005mg/L以下	29	プロモホルム	0.09mg/L以下
5	セレン	0.01mg/L以下	30	ホルムアルデヒド	新規 0.08mg/L以下
6	鉛	0.01mg/L以下	31	亜鉛	1.0mg/L以下
7	ヒ素	0.01mg/L以下	32	アルミニウム	新規 0.2mg/L以下
8	六価クロム	0.05mg/L以下	33	鉄	0.3mg/L以下
9	シアン	0.01mg/L以下	34	銅	1.0mg/L以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	35	ナトリウム	200mg/L以下
11	フッ素	0.8mg/L以下	36	マンガン	0.05mg/L以下
12	ほう素	新規 1.0mg/L以下	37	塩化物イオン	200mg/L以下
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下	38	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下
14	1,4-ジオキサン	新規 0.05mg/L以下	39	蒸発残留物	500mg/L以下
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	41	ジエオスミン	新規 0.00001mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	42	2-メチルイソボルネオール	新規 0.00001mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	43	非イオン界面活性剤	新規 0.02mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	44	フェノール類	0.005mg/L以下
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	45	有機物（TOC）	新規 5mg/L以下
21	クロロ酢酸	新規 0.02mg/L以下	46	pH値	5.8以上8.6以下
22	クロロホルム	0.06mg/L以下	47	味	異常でないこと
23	ジクロロ酢酸	新規 0.04mg/L以下	48	臭気	異常でないこと
24	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L以下	49	色度	5度以下
25	臭素酸	新規 0.01mg/L以下	50	濁度	2度以下

注) 基準項目の「新規」は、平成16年4月からの水道水質基準の改正で新たに追加された項目を表します。

²環境ホルモン 動物の生体内に取り込まれた際、その生体内で営まれている正常なホルモンの働きに影響を与える外因性の物質。

³飲料水水質ガイドライン 各国が飲料水の安全基準を策定する際の基礎資料として世界保健機関（WHO）が勧告した飲料水の目標水質。

⁴新しい水道水質基準 水質基準は、水道法に基づき厚生労働省令により定められた水道水が有すべき水質の要件です。平成16年（2004年）4月から改正基準が適用され、項目数が従来の46から50に増えています。また、これまで水質基準を補完する項目として「快適水質項目」、「監視項目」、などの枠組みがありました。今回の改正に伴い、これらに代えて「管理目標設定項目」、「要検討項目」が設けられました。

2 国内外における規制緩和の動き

近年、公的サービスにおける役割分担の見直しの動きが進む中、これまでそのほとんどが公営企業として進められてきた水道事業の経営については、

- ① 公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間が有する資金、経営能力、技術的能力を活用して行う「PFI（プライベート ファイナンス イニシアティブ）」
- ② 水道法及び地方自治法の改正に伴う水道施設の管理運営に関する民間企業などへの「委託範囲の拡大」
- ③ 試験研究、大学の設置・管理、公営企業に相当する事業の経営などの事業について、地方公共団体から独立した法人として運営を行う「地方独立行政法人制度」

などが検討もしくは一部導入され始めており、こうした動向を踏まえながら、より効率的な事業運営を進めていくことが求められています。

一方、海外では、形態は多種多様であるものの民間企業に水道事業を担わせるケースも出てきています。

こうした中、民間規格団体であるISO（国際標準化機構）では、上下水道事業の品質管理、サービス（業務）に関する国際規格の策定に向けた検討が進められ、平成18年（2006年）7月から国際規格の適用開始が予定されています。

また、WTO（世界貿易機関）では、サービス（業務）の貿易に関する自由化の協議を進めており、水道事業についてもその協議の対象とされています。水道サービス（業務）が自由化されることとなれば、ISOが策定する国際規格がその標準となることが見込まれており、水道サービス（業務）の客観性・透明性がますます求められてきます。

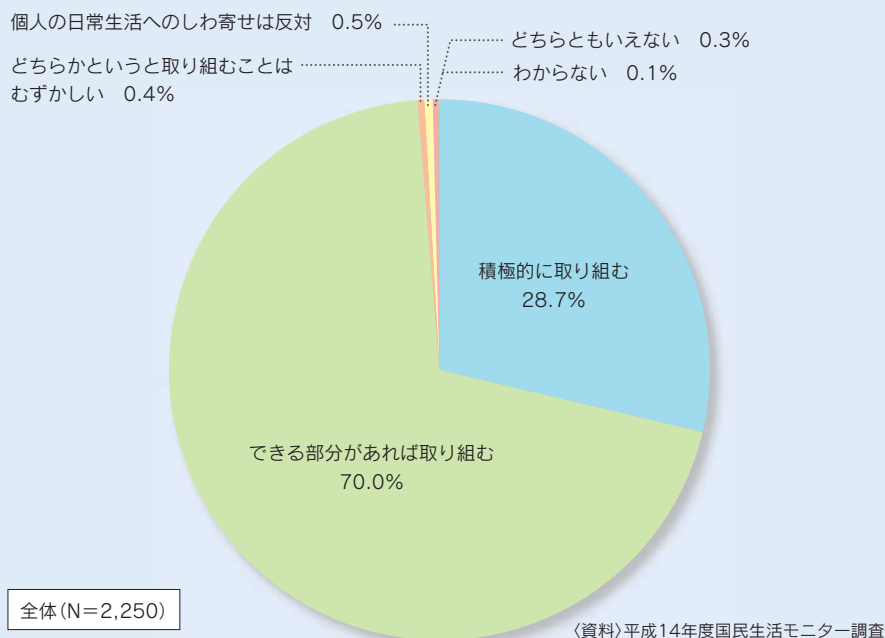
3 環境への配慮

20世紀後半以降、資源やエネルギーの大量消費を招き、その結果、環境への負荷を増大させ、地球規模での環境問題が顕在化してきました。

良好な環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくためには、物質的な豊かさや快適さをひたすら追求する価値観や生活のあり方を見つめ直し、環境保全・創出のための活動に取り組んでいかなければなりません。

近年の地球環境問題に関する意識の高まりを反映し、企業活動のあり方も大きく変化してきています。そうした中、水道事業は水循環⁵に直接関わっており、環境保全・創出のための活動に加え、流域圏の水の統合管理のために関係機関との連携が求められます。

地球温暖化防止のための取り組み



⁵水循環 太陽エネルギーを受けて海や陸から水が蒸発し、雨や雪となって地表に降り注ぎ、土壌水や地下水として保持され、地表に湧出した後、川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨になるという自然の中で繰り返される大きな循環。

4 地方分権・協働型社会

平成12年（2000年）の地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権型社会の実現に向けての動きが進んでいます。地方分権とは、国の権限が委譲されるだけでなく、自己決定・自己責任による地域経営を行っていくことです。これからは市民・企業・行政など地域社会を構成する全員が、自分の帰属する地域の持続的発展に貢献する協働型社会を実現していかなければなりません。

水道事業においては、市民の財産でありライフラインとして必要不可欠な存在となっている水道を将来にわたって維持していくためには、特に水源の保全や災害対策などにおいて、市民、NPO（民間非営利団体）、企業、水道事業者それぞれが責任と役割を果たして連携を図っていく必要があります。

また、国による市町村再編の推進など、広域化の動きが高まっていますが、市町村単位での運営が基本となっている水道事業においても、今後は水質や水源保全、災害対策など様々な問題に対応していくため、広域的な連携が求められます。

協働型社会の実現に向けて重要なこと

